

三重県告示第 189 号
平成 11 年 4 月 1 日

室生赤目青山国定公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

平成 11 年 4 月 1 日

三 重 県

保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

1 施設を整備する理由及び方針

台風の被害により荒廃した自然環境の復旧整備を行い、健全な自然公園を保全するため植生復元施設を整備し植生の復元に必要な措置を講じる。

保護施設表

番 号	種 類	位 置	整 備 方 針	旧計画との関係
1	植生復元施設	三重県名張市 (赤目町長坂)	台風による被害の復旧整備を行い、健全な自然公園を保全するため、植生の復元に必要な措置を講じる。	新 規

室生赤目青山国定公園

保護施設計画図

名張市

室生村



保護計画凡例

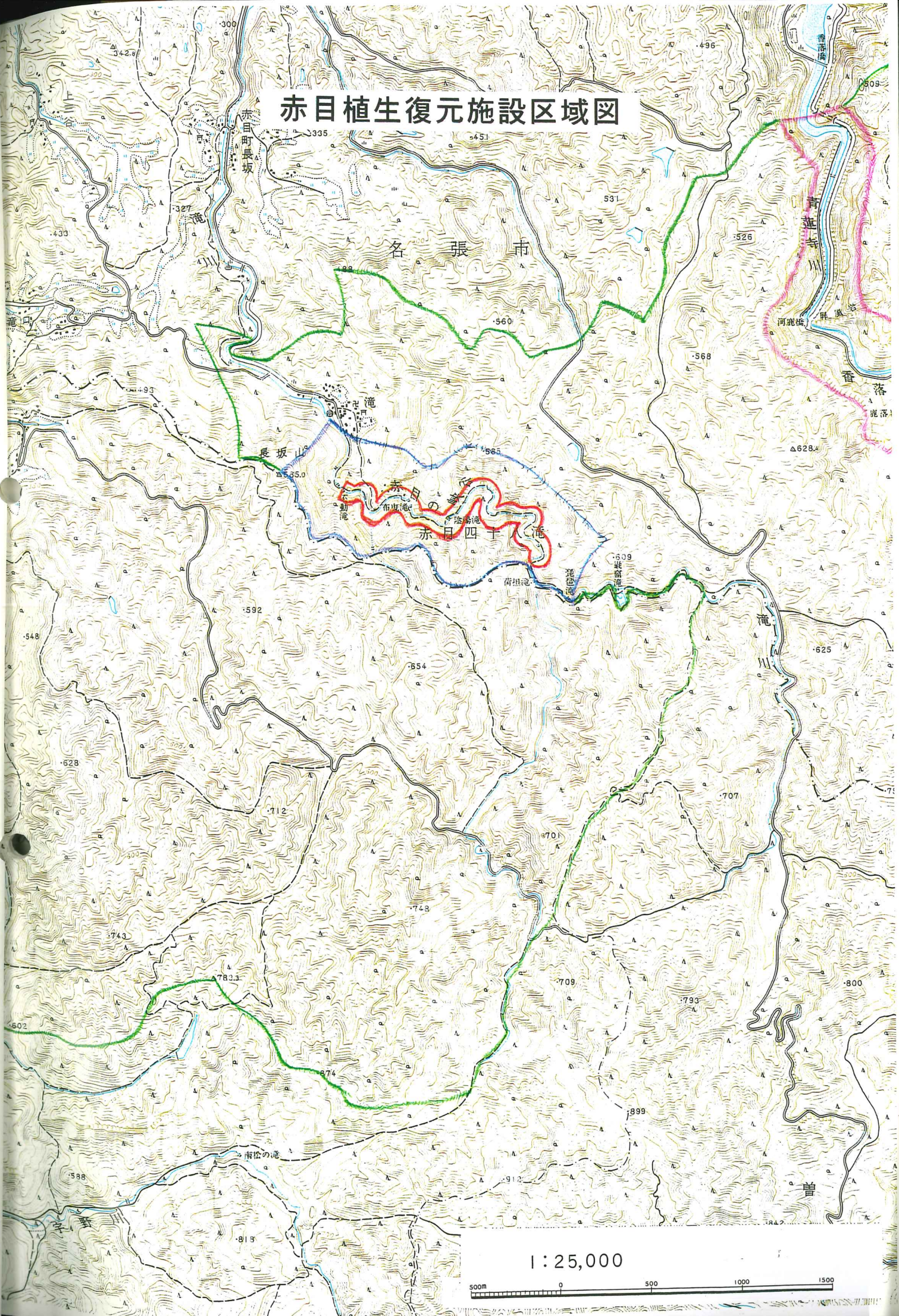
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

1:50,000

1000 m 500 0 1000 2000 3000 4000

宇陀郡

赤目植生復元施設区域図



1:25,000

500m 0 500 1000 1500